

入札説明書

都城警察署が行う被留置者用給食の供給に係る一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記11に記載された者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年3月16日

2 競争入札に付する事項

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 納入物品及び予想数量 | 被留置者用給食 朝2,760食 昼2,760食 夕2,760食 |
| (2) 納入物品の特質等 | 別添仕様書による。 |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 納入場所 | 都城市東町4街区17号 都城警察署 |

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿において、業種が物品に関する業種で、営業種目が百貨・日用品類（食品）の者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (5) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
都城警察署会計課 〒885-0052 都城市東町4街区17号
電話番号 0986-24-0110
- (2) 期間
令和8年3月16日(月)から令和8年3月25日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札手続

入札に参加する者は、入札書(別紙様式1)を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 都城警察署会計課 〒885-0052 都城市東町4街区17号
- (2) 提出期限
令和8年3月25日(水) 午後5時
- (3) 入札書の日付
入札書作成日を記入すること。(開札当日の日付は記入しないこと。)
日付の誤り又は未記入の場合は入札無効となるため、留意すること。
- (4) 提出方法
郵送(書留郵便に限る。3月25日必着)又は持参により提出するものとする。
- (5) 入札方法
入札金額は、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて調達1食当たりの単価を見積もること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式2)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を記載しなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。
ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し又は取り消す。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 都城警察署 別館2階講堂
- (2) 日時 令和8年3月26日(木) 午前10時

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

9 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札をしなかった者
- (3) 連合その他不正の行為があった入札をした者

10 落札者の決定方法

- (1) 単価の全てが予定価格以内で、かつ、推定総金額が最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 単価の全てが予定価格以内で、落札となるべき推定総金額が同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

〒885-0052 都城市東町4街区17号

都城警察署会計課 電話番号 0986-24-0110

12 その他

- (1) この競争入札は、当該業務に係る令和8年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) その競争入札の落札者は、発注者の指示により令和8年4月1日付けで契約を結ばなければならない。
- (3) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

開札に関する注意事項

1 開札について

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

2 開札結果について

落札者が決定した場合は、開札の結果をその場で発表する。ただし、入札者又はその代理人の立会いがないときは別途連絡を行う。

3 初度の入札において落札者がいない場合

- (1) 開札の場において入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合
直ちに再度の入札を行うため、参加する者は再入札用の入札書が必要となる。
- (2) 開札の場において入札者又はその代理人で立ち会っていない者がある場合
次により再度の入札を行う。
 - ア 再度の入札の開札の日時、場所
開札の日時 令和8年3月30日 午後2時
開札の場所 都城警察署別館2階講堂
 - イ 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に、手書き等で「再」と記入すること。
 - ウ 再度の入札書は初度の入札と同様に封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。
 - エ 再度の入札の代理人が初度の入札と異なる場合は、再度の入札のための委任状が必要となる。
 - オ 再度の入札に参加する者は、再度の入札書を令和8年3月30日 午後1時までには届くように持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）により提出すること。
 - カ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加できないものとする。
 - キ その他の事項については、初度の入札と同じとする。